

兵庫県公報

令和3年12月3日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年12月3日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（期末手当の特例）

7 令和3年12月に支給する職員の期末手当に係る第6条の2第1項から第3項の規定の適用については、「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。